



印刷・編集  
局刷印立人法行政立独

目次

〔政 令〕

- 消費者庁組織令の一部を改正する政令(一五九)
- 財務省組織令の一部を改正する政令(一六〇)
- 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(一六一)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(一六二)
- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令(一六三)
- スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(一六四)
- 公文書等の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令(一六五)
- 公文書管理委員会令(一六六)

〔省 令〕

- 外務省組織規則の一部を改正する省令(外務七)

〔告 示〕

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七九)
- 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八〇)
- 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一一)

- 不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第一項の規定に基づき事務を指定する件(法務三三六)
- 日本国に帰化を許可する件(同三三七)
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシユ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三〇九)
- チャンパスタク県及びサバナケット県学校環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三一〇)
- 中波ラジオ放送網防災整備計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の書簡の交換に関する件(同三一)
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(厚生労働二四九)
- 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(同二五〇)

- 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件(同二五一)
- 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件(同二五二)
- 雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件(同二五三)
- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があつた件(農林水産九六九)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通六八九)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同六九〇)
- 都市計画に関する件(同六九一)
- 水路測量の実施に関する件(海上保安庁一五九)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛一二三、一二四)
- 道路に関する件(中部地方整備局九三、九四)
- 道路に関する件(中国地方整備局一一九)
- 道路に関する件(九州地方整備局八二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

個別労働関係紛争解決手続実施団体

指定関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金合併関係

会社その他

会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。



第六条第一項第十三号中「臓器」を「判定を受けた者から臓器の抽出が行われた場合においては、臓器」に改め、同条第二項第一号中「表示した」を「書面により表示していた場合においては、当該」に改め、同項第二号中「臓器の抽出を受けた」を「前項第十一号に規定する場合に該当する場合であつて、臓器の抽出を受けた」に、場合において「を」とし、「臓器の抽出を拒まない」を「当該臓器の抽出を拒まない」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 前項第十二号に規定する場合に該当する場合においては、臓器の抽出を受けた者の遺族が当該臓器の抽出を承諾する旨を表示した書面

三 判定を受けた者から臓器の抽出が行われた場合においては、法第六条第五項の書面の写し

第六条第三項中「前項第二号」の下に「又は第二号の二」を「拒まない旨」の下に「又は臓器の抽出を承諾する旨」を加え、同項第二号中「遺族が抽出を拒まない」の下に「又は抽出を承諾する」を加える。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

附則 第三条及び第四条 削除

附則

一 この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

(経過措置)

二 この省令の施行前に行つた臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十条第一項の規定による判定（同法第六条第二項に規定する判定をいう。）又は臓器の抽出（同法第六条第一項の規定による臓器の抽出をいう。）に関する記録及び当該記録に添付する書面については、なお従前の例による。

○環境省令第十二号

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

環境大臣 小沢 鋭仁

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。 四 認定の申請に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又は著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であるときは、石綿のばく露に関する資料

第十七条の二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 請求に係る疾病が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又は著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であるときは、石綿のばく露に関する資料

第二十一条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「第七条」を「第八条」に改める。

第二十二条の見出し及び同条第一項中「第八条」を「第九条」に改める。

附則第二項の見出し及び同項中「第七条」を「第八条」に改める。

附則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。



○法務省告示第三百三十六号

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第一項の規定により、同項の事務を次のように指定する。 平成二十二年六月二十五日

法務大臣 千葉 景子

指定の効力が生ずる日 平成二十二年八月二日

登記所 山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

山形地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

福井地 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

この告示は、平成二十二年六月二十五日から施行する。

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年六月二十五日

法務大臣 千葉 景子

住所 兵庫県三田市ありのき台1丁目1番地 金弘一 昭和47年11月18日生

住所 兵庫県西宮市武庫之荘3丁目18番20-103号 千正子 昭和38年2月2日生

住所 兵庫県たつの市龍野町富永390番地1 千城光 昭和62年11月5日生

住所 兵庫県たつの市龍野町末改156番地1 金信子 昭和35年8月8日生

住所 神戸市長田区長尾町1丁目6番21号 藤徳人 昭和32年12月26日生

住所 法隆寺 昭和36年4月24日生 藤彩華 昭和62年9月15日生

住所 藤亮輔 平成2年1月5日生 住所 東京都練馬区豊玉中2丁目12番6号 藤世翔 昭和60年11月10日生

住所 神戸市兵庫区塚本通1丁目2番5-401号 金武宏 昭和53年12月13日生